

JIS

システム及びソフトウェア技術—
システム及びソフトウェアアシュアランス—
第4部：ライフサイクルにおける
アシュアランス

JIS X 0134-4 : 2024
(ISO/IEC/IEEE 15026-4 : 2021)
(JSA)

令和6年11月20日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	西 城 武 志	総務省国際戦略局
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 島 昭 能	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	松 田 充 弘	独立行政法人情報処理推進機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 6.11.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 6.11.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 適合性	3
5 主要な概念	3
5.1 プロセスビュー	3
5.2 アシュアランス主張及びアシュアランス情報	4
5.3 この規格の使用	5
6 システムアシュアランス プロセスビュー	5
6.1 概要	5
6.2 目的	5
6.3 成果	6
6.4 システムアシュアランス プロセスビューを実現するプロセス, アクティビティ及びタスク	6
6.5 手引及び推奨事項	12
7 ソフトウェアアシュアランス プロセスビュー	28
7.1 概要	28
7.2 目的	28
7.3 成果	28
7.4 ソフトウェアアシュアランス プロセスビューを実現するプロセス, アクティビティ及びタスク	29
7.5 手引及び推奨事項	34
参考文献	39
解 説	41

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 0134 規格群（システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェアアシュアランス）は、次に示す部で構成する。

JIS X 0134-1 第 1 部：概念及び用語

JIS X 0134-2 第 2 部：アシュアランスケース

JIS X 0134-4 第 4 部：ライフサイクルにおけるアシュアランス

システム及びソフトウェア技術— システム及びソフトウェアアシュアランス— 第4部：ライフサイクルにおけるアシュアランス

Systems and software engineering—Systems and software assurance— Part 4: Assurance in the life cycle

序文

この規格は、2021年に第1版として発行されたISO/IEC/IEEE 15026-4を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

多くの専門的な規格及び指針が、アシュアランスに関係する特定の適用分野及び事項を扱っている。その際、それらに共通するテーマに対し、様々に異なる概念及び用語が使用されている。JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026) 規格群は、その標準化を可能にするものである。JIS X 0134-1 (ISO/IEC/IEEE 15026-1) は、JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026) 規格群で使用される用語及び概念を提供する。

JIS X 0134-2 (ISO/IEC/IEEE 15026-2) は、アシュアランスケースの構造及び内容に対する最低限の要求事項を定める。規格対象のアシュアランスケースは、システム又はソフトウェア製品の特徴の中でも特に重点的に扱うべく選択された特性に関する主張を扱うものである。この規格で参照されるライフサイクルアクティビティ及びタスクの実施結果は、JIS X 0134-2 (ISO/IEC/IEEE 15026-2) が規定するアシュアランスケースの形式で記録することが可能である。

ISO/IEC/IEEE 15026-3 は、インテグリティレベル (IL) の概念を、対応する IL 要件 (要求事項) と併せて規定する。IL 要件 (要求事項) は、インテグリティレベル (IL) の達成を示すためには満たさなければならない要件 (要求事項) である。

JIS X 0134-2 (ISO/IEC/IEEE 15026-2)、ISO/IEC/IEEE 15026-3 及びこの規格は全て、JIS X 0134-1 (ISO/IEC/IEEE 15026-1) に定義された概念及び用語を使用している。しかし、どの部も他の部とは独立に適用してよく、また、どの部の利用も他の部の利用を必要としない。

1 適用範囲

この規格は、選択された対象システムに関する主張のアシュアランスを、その主張を達成し、その達成を示すことによって行う際の手引及び推奨事項を提供する。手引及び推奨事項は、JIS X 0170 (ISO/IEC/IEEE 15288) に基づくシステムアシュアランス プロセスビュー、及び JIS X 0160 (ISO/IEC/IEEE 12207) に基づくソフトウェアアシュアランス プロセスビューの規定の中に与えられる。